

質疑・回答について

業務名: 茂野町立小中学校屋内運動場及び武道場空調設備賃貸借

	質 疑	回 答
1	動産総合保険について経過期間に応じ保険額が遞減していく、一般的な動産総合保険の付保でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	入札書記載金額は総額の税抜でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	契約保証金は免除いただける認識でよろしいでしょうか。	本件については免除とします。
4	事業者努力では何ともしがたい事象により納期遅延が発生した場合は、協議に応じていただけますでしょうか。	受注者に責めがなければ、協議の対応とします。
5	契約が途中解除となった場合、残リース料の清算は別途協議していただけますでしょうか。	原則、茂野町公式ホームページ掲載の契約条項(賃貸借用)に基づく対応となります。これにより難い場合は、双方による協議の場を設けることとします。
6	本契約をリース会社が受諾する(請け負う)際、建設業法その他法令に抵触する可能性のある業務を含む場合は、本仕様をもとに資格を有する第三者に発注し業務に当たらせることができるとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	契約書のひな形をご教示いただけませんでしょうか。	別添の契約書表紙、契約条項(賃貸借用)、仕様書、質疑・回答を契約図書とします。
8	インボイスに対応した適格請求書(お支払予定表等)は必要でしょうか。	インボイスに対応した適格請求書は、本件については必須ではありません。なお、支払い予定表等については、落札後に協議し提出を求めることがあります。
9	仕様書 15 その他(3) 当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由(天災等)により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者にない、という認識でよろしいでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
10	仕様書 15 その他(3) 動産総合保険は、地震等の天災地変、その他不可抗力による物件の滅失・毀損は保険適用の対象外となりますが、この場合の費用の負担は、貴市との認識で宜しいでしょうか。	事象発生時に双方で協議の上、対応を決定することとします。
11	仕様書 15 その他(3) 原因不明の不具合の場合には、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責といつのは、リスクが大きいと考えます。この場合、貴市の費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。	受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、双方で協議の上、対応を決定することとします。
12	仕様書 15 その他(3) 通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。この場合は、修理交換費用の差額分は、貴市の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。	双方で協議の上、対応を決定することとします。
13	その他 契約締結 賃貸借契約について、以下ご教示ください。 ①契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。 ②契約締結に際しては、落札後何日以内にする必要がありますでしょうか。	①原則、町HPに掲載されている契約条項(賃貸借用)を用いて契約締結することができます。落札後、必要に応じて内容を協議することは可能とします。 ②5開庁日以内の契約締結を原則とします。

14	その他 本件は、債務負担行為でしょうか。それとも、長期継続契約でしょうか。	債務負担行為となります。
15	その他 長期継続契約の場合、年度予算の削減や削除による契約の変更や解除はございますでしょうか。また、その場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。 また、実際に契約解除となった実績はございますでしょうか。	債務負担行為となります。
16	その他 債務負担行為の場合、契約が解除された場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。	現在のところ、本町の都合で解除することは考えておりませんが、契約解除に当たっては、双方による協議の場を設けることとします。
17	その他 フロン排出抑制法上の管理者は、発注者との認識で宜しかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	その他 フロン排出抑制法に基づく定期点検について、導入機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kw未満の機器は対象外という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	その他 弊社は、建設業法及び銀行法の制限により、設置工事・保守・設置工事に伴い排出された資材、撤去品等の取扱いに関する履行につき、工事資格等の法令等の定めのない賃借業者が履行・責任を負うことは認められていない為、当該業務に必要な資格を有する工事業者・保守業者に実際の業務を委託することになりますが、問題はございませんでしょうか？その際、委託先を書面等で通知する必要はありますでしょうか。	委託することは、問題ございません。 委託先の書面等での報告は必要です。
20	その他 契約期間中に施設の統廃合等、貴市の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、貴市にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。	現在のところ、本町の都合で解除することは考えておりませんが、契約解除に当たっては、双方による協議の場を設けることとします。